

サウンド・バーサーカー 定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条－第5条）
- 第3章 役員（第6条－第12条）
- 第4章 会員及び職員（第13条－第22条）
- 第5章 総会（第23条－第32条）
- 第6章 理事会（第33条－第41条）
- 第7章 資産及び会計（第42条－第53条）
- 第8章 定款の変更、解散及び合併（第54条－第57条）
- 第9章 公告の方法（第58条）
- 第10章 雑則（第59条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、サウンド・バーサーカーという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、人種・地域・年齢・性別を限定することなく、全ての人々に対し音楽を用いて地域の振興と発展に寄与することを目的とする。

（特別非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ア 福祉施設への慰問演奏活動
 - イ 福祉施設利用者に対する音楽療法の施術活動
 - ウ 福祉関係のボランティア活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
 - ア 地域別、異世代、異文化交流の普及と啓蒙活動
 - イ 講演会の開催

(3) まちづくりの推進を図る活動

- ア 地域の人材を分野毎に育成する活動
- イ 地域ボランティア等慈善事業協力活動

(4) 観光の振興を図る活動

- ア イベント毎に地域の魅力、観光スポット等の紹介
- イ 観光案内ボランティア等

(5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

- ア 国内外著名な音楽家による良質な音楽を地域に提供する事業
- イ オープン参加型の演奏会の開催
- ウ 講習会の開催
- エ 吹奏楽コンクール参加団体への指導
- オ 演奏による遠征活動
- カ 定期演奏会の開催
- キ 音楽芸術に関する情報の収集と発信及び交換を行い、地域の音楽活動の活性化を図る活動

(6) 災害救援活動

- ア 災害により活動ができなくなった団体への支援活動
- イ チャリティーコンサートの開催
- ウ 災害復旧支援遠征活動

(7) 地域安全活動

- ア 地域の防犯に関する活動
- イ 地域の防災に関する活動
- ウ 地域の防火、救急に関する活動

(8) 子どもの健全育成を図る活動

- ア 音楽と読み聞かせの組み合わせによる情操教育活動
- イ 部活動の適正な指導補助活動

第3章 役員

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 理事のうち、1人を副理事長、3人以内を常任理事とすることができる。

(選任等)

第7条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、常任理事の選任は総会において互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第8条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、

その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会の議決に基づき、業務を分担処理する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄する官公庁へ報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第9条 役員の任期は、登記の期間に関わらず、当該任期事業年度の開始日である4月1日より翌々年度の3月31日の2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第10条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、解任するに至った場合はその役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第12条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会員及び職員

(会員)

- 第13条 この法人の会員は、次に掲げる者とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した未成年の個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して寄附金や人材などの活動資源を提供しようとする個人又は団体

(入会等)

第 14 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人に入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとする。

3 前項により入会申込書が提出された場合、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 15 条 会員は、法人規程に定める入会金、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 16 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第 17 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 18 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令又はこの法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第 19 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員義務等)

第 20 条 退会する者は、貸与しているもの及び義務となる一切のもの（貸与品、電子媒体その他この法人に帰属すると認められるもの）を即日返却しなければならない。

2 退会した者が虚偽、瑕疵、その他の事由によりこの法人に不利益等損害をもたらした場合は、損害賠償請求を行うものとする。

3 この法人が所有する資料の外、この法人で知り得た情報及び秘密その他の知識等については、この法人の外でこれを漏らしてはならない。この法人を退会した後においても同様とする。

4 前項において遵守しなかった場合に生じた損失又は損害については、その損失又は損害について相応の補填又は補償を請求するものとする。

(顧問)

第 21 条 この法人に、顧問 1 名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、この法人に対して助言を行うことができる。

4 顧問は、議決権を有しない。

- 5 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(総会)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任、解任及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第8条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事、監事及び顧問をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第8条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が不在等の理由により招集が困難な場合は、顧問がこれを代行する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の30日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長または顧問がこれに当たる。

2 理事長または顧問が不在の際は、設立代表者が議長に当たるものとする。

(理事会の定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、顧問には議決権がないため、顧問が議長を務めている場合においては 別日に再度理事会を開催して議決するものとする。

(理事会の表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出に宛てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(前条第1項第4号又は第5号による解散は除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法 第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、2027年3月31日までとする。

理事長	土屋 友理紅
常任理事	森山 慎也
理事	楠 友美
監事	梅本 なつき

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第15条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 50,000 円
- (2) 正会員年会費 30,000 円／年
- (3) 準会員入会金 30,000 円
- (4) 準会員年会費 15,000 円／年
- (5) 賛助会費 一口 10,000 円、二口以上

役 員 名 簿

サウンド・バーサーカー

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	つちや ゆりこ 土屋 友理紅		無
常任理事	もりやま しんや 森山 慎也		無
理事	くすのき ゆみ 楠 友美		無
監事	うめもと なつき 梅本 なつき		無

設立趣旨書

サウンド・バーサーカー

設立代表者 林 伶史

1 趣旨

未曾有の受難となった Covid-19 により、芸術文化分野は特に厳しい活動状況を余儀なくされ、国中はおろか世界的に芸術文化の衰退が著しくなりました。それに拍車をかけているのが働き方改革に伴う部活動の地域移行です。働き方改革自体は賛成すべきことですが、昭和・平成では当たり前のように部活動にて芸術文化に触れあう場が部活動の地域移行により無くなってしまったり、制限されていってます。

何より憂慮すべきは未来ある子どもたちであり、自己の判断で活動することができないため、本来であればコンクールやコンサート、文化祭など集大成をいかに発揮する機会を奪われ、それに対する代替措置もなく、これからの芸術文化を支える世代の音楽に対する情熱も希望も全て閉ざされた状態です。芸術分野だけではないですが、世間全体が心にゆとりをもつことができなくなっていき、歯止めが利かなくなっ

て理不尽な事件や事故が後を絶ちません。

このような中で、今こそ必要なのは心の豊かさと希望であり、長い時代を鑑みてもこの二つと寄り添ってきた音楽こそが心の豊かさと希望という需要を満たす必要不可欠なものであると確信しています。現代日本において、余暇や仕事後の活動は心の豊かさを求める国民の強い関心事となっており、余暇の意味合いも「仕事の息抜き」という消極的な面から「人間らしさの追求」という積極的な意味合いへと変革してきているように感じます。このような状況から、環境を整備し、心にゆとりを持てない現状を打破するためには「資金」、「知名度」、「社会的信用」、「外部との交流」、「専門知識」が鍵となりますが、これらを得るためには任意団体では限界があるために法人として組織する必要があります。しかし、我々は営利を目的にしているわけではありません。あくまで地域や日本、世界の芸術文化のための活動であるため、特定非営利活動法人が適切であると考えています。何もしなければ、「座して死を待つだけ」の状態ですが、声を上げ、行動をすることによって文化の灯を絶やさず、次代に引き継げる母体となるべく、希望の大樹として活動していく理念を打ち立て、ここに特定非営利活動法人として法人化することとしました。この現況下において新しい団体を立ち上げ、それを維持し更に発展することは並大抵のことではありませんが、地域の振興と豊かな社会の実現のため、特定非営利活動法人としてのサウンド・バーサーカーの設立趣旨にご賛同賜りますよう、格段のご高配を皆様をお願い申し上げます。

2 申請に至るまでの経過

Covid-19 が発生してより一年、非常に多くの個人及び団体が憂き目にあってきました。損害もさることながら、二度とやってこない学生時代の集大成であるコンクール、多額の金額を投じてプロミュージシャンを招聘するような一大イベントのコンサート、それらを生計にしている音楽家の皆様は悉く機会を奪われ、希望を失い、理不尽さをぶつけるところもなく、心に深い傷を負い、未だ爪痕は深く強く残っています。追い討ちをかけるように、部活動の地域移行などに振り回された学生や指導者は決して少なくありません。部活動の地域移行は地域側の受け皿があるわけでもないため、このままでは文化は死に絶えるしかないという状況まで追い込まれました。そこで、1 人では大した力はありませんが、団体としてならこの現状を打破するために何かできると考え、有志の下で協議を重ね、受皿となりうる団体と成ることや、受皿を目指す一般団体への支援などを図るため、知識と知恵と人脈を集結し、実現するため設立に至りました。

初年度事業計画書

成立の日から2026年3月31日まで

サウンド・バーサーカー

I 事業の実施方針

新型コロナウイルスの以降芸術文化の衰退は著しく、働き方改革による部活動の地域移行の影響もあって地域芸術文化の低下は目に見えて進んでいる。この状況を鑑みて、芸術文化の灯を絶やさず振興を図るべく事業を遂行する。地域芸術文化団体への事業補助や補完作業、学生への指導や社会福祉への貢献も視野に入れて事業展開し、地域芸術文化の興隆を図ることを目的とする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

【内 容】 地域芸術文化団体への事業補助や補完作業

【実施場所】 近畿圏一円

【実施日時】 設立の日から2026年3月までの間

【事業の対象者】 地域芸術文化団体

【収 益】 0千円

【費 用】 300千円

(2) 子どもの健全育成を図る活動

【内 容】 児童及び学生の演奏指導及び福祉活動

【実施場所】 大阪府下

【実施日時】 設立の日から2026年3月までの間

【事業の対象者】 大阪府下の指導を受けることを希望する児童及び生徒、福祉施設等

【収 益】 0千円

【費 用】 200千円

2 その他の事業

なし

翌年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

サウンド・バーサーカー

I 事業の実施方針

新型コロナウイルスの以降芸術文化の衰退は著しく、働き方改革による部活動の地域移行の影響もあって地域芸術文化の低下は目に見えて進んでいる。この状況を鑑みて、芸術文化の灯を絶やさず振興を図るべく事業を遂行する。地域芸術文化団体への事業補助や補完作業、学生への指導や社会福祉への貢献も視野に入れて事業展開し、地域芸術文化の興隆を図ることを目的とする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る活動

(1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

【内 容】 地域芸術文化団体への事業補助や補完作業

【実施場所】 近畿圏一円

【実施日時】 2026年4月から2027年3月までの間

【事業の対象者】 地域芸術文化団体

【収 益】 0千円

【費 用】 300千円

(2) 子どもの健全育成を図る活動

【内 容】 児童及び学生の演奏指導及び福祉活動

【実施場所】 大阪府下

【実施日時】 2026年4月から2027年3月までの間

【事業の対象者】 大阪府下の指導を受けることを希望する児童及び生徒、福祉施設等

【収 益】 0千円

【費 用】 200千円

2 その他の事業

なし

初年度活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

サウンド・バーサーカー
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会費	150,000		
正会員受取会費	120,000		
賛助会員入会費	150,000		
賛助会員受取会費	75,000		
賛助会費			
小計	495,000	495,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000		
施設等受入評価益	0		
小計	5,000	5,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取補助金	0		
小計	0	0	
4. 事業収益			
公演事業収益	0		
演奏指導に係る事業収益	0		
小計	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
小計	0	0	
経常収益計			500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	200,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	150,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
委託費	40,000		
賃借費	300,000		
その他経費計	500,000		
事業費計		500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			500,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			100,000

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

サウンド・パーサーカー
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会費	150,000		
正会員受取会費	120,000		
賛助会員入会費	150,000		
賛助会員受取会費	75,000		
賛助会費			
小計	495,000	495,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000		
施設等受入評価益	0		
小計	5,000	5,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取補助金	0		
小計	0	0	
4. 事業収益			
公演事業収益	0		
演奏指導に係る事業収益	0		
小計	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
小計	0	0	
経常収益計			500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	200,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	150,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
委託費	40,000		
賃借費	300,000		
その他経費計	500,000		
事業費計		500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			500,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期正味財産増減額			100,000
次期繰越正味財産額			100,000